



「雪下ろし」を支援します ～庄原市高齢者世帯雪下ろし支援制度～

高齢者福祉課高齢者福祉係 ☎0824-73-1143

市は、高齢者が降雪期に安心して生活できるように、高齢者世帯を対象とした雪下ろし支援制度を設けています。

対象者

市内に住所を有し、現に居住している75歳以上の人のみで構成する市民税非課税の世帯が対象です。

また、前記の条件を満たしている世帯で、次のいずれかに該当する人が同居している場合も対象となります。

- ① 1級～4級の身体障害者手帳所持者
- ② **A**～**B**の療育手帳所持者
- ③ 1級または2級の精神障害者保健福祉手帳所持者
- ④ 15歳未満の人
- ⑤ 要介護認定を受けた人
- ⑥ 要支援認定を受けた人

対象となる作業

- ① 屋根からの雪下ろし
- ② 屋根から下ろした雪の除去
- ③ 屋根から落ちた軒下の雪の除去

※現在住んでいる住宅に限る。

支援内容

●経費の助成

対象作業に要した経費の3分の1以内の額（千円未満は切り捨て）を助成します。

同一年度内の助成金の上限は3万7千円です。

●業者の紹介

対応が可能な業者を紹介いたしますので、問い合わせください。

申請方法

業者などに依頼した雪下ろし作業が完了した後、交付申請書に実施状況報告書と領収書の写しを添えて申請してください。



申請窓口・問い合わせ

高齢者福祉課高齢者福祉係
☎0824・73・1143
または各支所地域振興室（西城支所は、しあわせ館内）



1月から市役所の電話受付の運用が変わります

総務課総務法制係 ☎0824-73-1123

窓口業務や受付対応における「正確な情報伝達」と「サービス品質の向上」を図るとともに、職員へのカスタマーハラスメント対策を目的として、令和8年1月から順次、市役所の電話受付の運用を変更します。

市民の皆さんにはご理解とご協力をお願いします。

市役所本庁、各支所（西城支所はしあわせ館を含む）などの通話内容を録音します。

通話録音にご理解とご協力をお願いします

市役所本庁、各支所（西城支所はしあわせ館を含む）などの通話内容を録音します。

市役所への電話の際は、通話を録音する旨の音声アナウンスが流れた後、職員との通話に切り替わります。

なお、市役所からの電話の際は、音声アナウンスは流れませんが、通話内容が録音されます。

【アナウンス内容】

庄原市役所です。
この通話は、対応の品質向上のため録音させていただきます。

※内容・文言などは変更になる場合があります。

終業時刻（17時15分）以降は自動応答に

市役所本庁、各支所（西城支所はしあわせ館を含む）などへの電話でのお問い合わせは、原則として開庁時間（8時30分～17時15分）での受付となります。

緊急の要件などは、これまでどおり代表電話を利用してください。（この場合も通話内容は録音されます。）

緊急時以外の場合は、平日の開庁時間内にお問い合わせください。

代表電話

☎0824・73・1111

【アナウンス内容】

お電話ありがとうございます。
庄原市役所です。
ただ今の時間は業務時間外となっております。
誠に恐れ入りますが、平日の8時30分から17時15分までの間にお掛けください。
お電話ありがとうございました。

※内容・文言などは変更になる場合があります。

